

議案第 20 号

向日市水道事業給水管理条例の一部改正について

向日市水道事業給水管理条例の一部を改正する条例を制定する。

よって、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項
第 1 号の規定により、議会の議決を求める。

平成 27 年 2 月 24 日提出

向日市長 久 嶋 務

条例第 号

向日市水道事業給水管理条例の一部を改正する条例

向日市水道事業給水管理条例（平成10年条例第8号）の一部を次のように改正する。

第28条第1号の表中「950円」を「900円」に、「1,400円」を「1,330円」に、「65円」を「60円」に、「90円」を「80円」に、「165円」を「150円」に改め、同条第2号の表中「1,400円」を「1,330円」に、「65円」を「60円」に、「90円」を「80円」に、「165円」を「150円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

（適用区分）

- 2 改正後の向日市水道事業給水管理条例第28条第1号及び第2号に規定する水道料金については、平成27年6月1日以後に決定する使用水量に係る分（平成27年度2期分）から適用する。

（向日市水道事業給水管理条例及び向日市水道新規給水加入金条例の一部を改正する条例の一部改正）

- 3 向日市水道事業給水管理条例及び向日市水道新規給水加入金条例の一部を改正する条例（平成13年条例第20号）の一部を次のように改正する。

附則第3項中「1,400円」を「1,330円」に、「95

0円」を「900円」に改める。

〈参 考〉

向日市水道事業給水管理条例の一部を改正する条例
新 旧 対 照 表

改 正								現 行							
<p>(1月の料金の額)</p> <p>第28条 1月の料金の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる算定方法により得た額に消費税等相当額を加えた額とする。</p> <p>(1) 次号及び第3号に掲げるもの以外</p> <p>次の表に定めるところにより算出した基本料金と従量料金とを合算した額</p>								<p>(1月の料金の額)</p> <p>第28条 1月の料金の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる算定方法により得た額に消費税等相当額を加えた額とする。</p> <p>(1) 次号及び第3号に掲げるもの以外</p> <p>次の表に定めるところにより算出した基本料金と従量料金とを合算した額</p>							
口径	基本料金	従量料金						口径	基本料金	従量料金					
13ミリメートル	900円	5立方メートル以下	5立方メートルを超え10立方メートル以下	10立方メートルを超え30立方メートル以下	30立方メートルを超え50立方メートル以下	50立方メートルを超え100立方メートル以下	100立方メートルを超えるとき	13ミリメートル	950円	5立方メートル以下	5立方メートルを超え10立方メートル以下	10立方メートルを超え30立方メートル以下	30立方メートルを超え50立方メートル以下	50立方メートルを超え100立方メートル以下	100立方メートルを超えるとき
20ミリメートル	1,330円	1立方メートルにつき60円	1立方メートルにつき80円	1立方メートルにつき150円	1立方メートルにつき240円	1立方メートルにつき260円	1立方メートルにつき290円	20ミリメートル	1,400円	1立方メートルにつき65円	1立方メートルにつき90円	1立方メートルにつき165円	1立方メートルにつき240円	1立方メートルにつき260円	1立方メートルにつき290円
25ミリメートル	2,400円							25ミリメートル	2,400円						
40ミリメートル	8,600円							40ミリメートル	8,600円						
50ミリメートル	21,000円							50ミリメートル	21,000円						
75ミリメートル	42,000円							75ミリメートル	42,000円						
100ミリメートル以上	62,000円							100ミリメートル以上	62,000円						
<p>(2) 別に定める基準に該当する集合住宅</p> <p>次の表に定めるところにより算出した基本料金と従量料金とを合算した額</p>								<p>(2) 別に定める基準に該当する集合住宅</p> <p>次の表に定めるところにより算出した基本料金と従量料金とを合算した額</p>							
基本料金		従量料金						基本料金		従量料金					
1,330円 × 戸数		(5立方メートル×戸数)まで 1立方メートルにつき 60円 (10立方メートル×戸数)まで 1立方メートルにつき 80円 (30立方メートル×戸数)まで 1立方メートルにつき 150円 (50立方メートル×戸数)まで 1立方メートルにつき 240円						1,400円 × 戸数		(5立方メートル×戸数)まで 1立方メートルにつき 65円 (10立方メートル×戸数)まで 1立方メートルにつき 90円 (30立方メートル×戸数)まで 1立方メートルにつき 165円 (50立方メートル×戸数)まで 1立方メートルにつき 240円					

(100立方メートル×戸数)まで 1立方メートルにつき260円 (100立方メートル×戸数)を超える 1立方メートルにつき290円
--

(3) 略

(100立方メートル×戸数)まで 1立方メートルにつき260円 (100立方メートル×戸数)を超える 1立方メートルにつき290円
--

(3) 略

向日市水道事業給水管理条例及び向日市水道新規給水加入金
条例の一部を改正する条例の一部改正（附則第3項関係）

新 旧 対 照 表

改 正	現 行
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1 及び 2 略 (経過規定)</p> <p>3 この条例の施行の日前までに向日市水道事業給水管理条例第28条第2号に規定する集合住宅として申込みのあった集合住宅については、改正後の条例第28条第2号の規定中「<u>1, 330円</u>」とあるのは、「<u>900円</u>」と読み替えて適用する。</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1 及び 2 略 (経過規定)</p> <p>3 この条例の施行の日前までに向日市水道事業給水管理条例第28条第2号に規定する集合住宅として申込みのあった集合住宅については、改正後の条例第28条第2号の規定中「<u>1, 400円</u>」とあるのは、「<u>950円</u>」と読み替えて適用する。</p>